

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：教育委員会

令和8年9月11日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.30%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.80%
全職員	68.90%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	93.10%
本庁課長相当職	98.40%
本庁課長補佐相当職	93.60%
本庁係長相当職	92.90%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.80%
31～35年	97.60%
26～30年	100.40%
21～25年	93.80%
16～20年	98.00%
11～15年	79.30%
6～10年	90.80%
1～5年	80.10%

【説明欄】

- ・1.全職員に係る情報のうち、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」については相対的に給与水準が高い再任用職員のうち男性の人数割合が86%を占め、相対的に給与水準が低い会計年度任用職員については、女性の人数割合が68%を占めていることが、差異の原因の一つとなっている。
- ・「全職員」については、「任期の定めのない常勤職員のうち、女性の人数割合が34%であるのに対して、相対的に給与水準が低い「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、女性の人数割合が65%であることから、「全職員」で比較した場合、それぞれで比較した場合と比べ、差異が大きくなっている。

・ 2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報のうち、「11～15 年」については、扶養手当が世帯主となっている男性に支給している場合が多く、「1～5 年」については、扶養手当および寒冷地手当が世帯主となっている男性に支給している場合が多く、差異の要因の一つとなっている。

「11～15 年」 扶養手当の総額に占める男性の割合は 67%

「1～5 年」 扶養手当の総額に占める男性の割合は 99%

 寒冷地手当の総額に占める男性の割合は 78%